

請願書

令和2年11月6日

情報公開審査会委員 ●●●●様

審査請求人 神 貢一

私は、令和2年9月23日に、令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全てについて、寿都町議会議長に対して、公文書開示請求を行いました。10月6日に非開示という通知を受け取りました。

それを不服として、10月7日に審査請求書を提出、さらに、10月20日に審査請求書補充書を提出いたしました。それらの理由については、すでに両文書において説明した通りですが、あらためて、委員の皆様方に情報公開を求める請願書を提出いたします。

寿都町情報公開条例1条には、「この条例は、町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利その他情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もつて町民参加による開かれた公正な町政の推進に資することを目的とする」とあります。

令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会では、高レベル放射性廃棄物最終処分場の文献調査への応募について議論されたことが、すでにNHKの報道により明らかとなっておりますが、それが公開されないことにより、町民は不安や不信を抱いています。文献調査への応募は、寿都町のこれからの町政方針を定める上で、重大な分岐点であり、それが議論された全員協議会が非公開とされたままの現状は、町民の知る権利を大きく侵害しています。議会には、町民への説明責任があります。

見識ある委員の皆様におかれましては、町民参加による開かれた公正な町政を推進するため、条例の目的に即した判断をいただきますよう、よろしくお願いいたします。